



有害鳥獣による農作物被害防止のための設備購入費用を補助します

イノシシ、ハクビシンなどの有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、防護柵等を購入する方に、資材購入費用の一部を補助します。



対象	次の要件にすべて当てはまる方 ①市内において、有害鳥獣による被害を受けるおそれのある農地を所有または耕作する方 ②市内に住所を有する方 ③市税等の滞納がない方
補助金の額	個人：資材購入費用の1/2以内 【上限：50,000円】 団体：資材購入費用の1/2以内 【上限：35,000円×構成員数】 ※予算上限に達し次第受付終了
申請方法	防護柵等の購入・設置までをおこなった後に、下記書類を農林振興課または各支所へ提出 ・申請書兼請求書 ・領収書と明細書の写し ・設置場所付近の見取り図 ・設置状況の分かる写真 ・同意書(団体の場合)
その他	付属品のみの購入費は該当になりませんので注意してください。

申請・問 農林振興課 農地調整 G

☎ 52-1111 内線 202

山方支所 ☎ 57-2111 美和支所 ☎ 58-2111

緒川支所 ☎ 56-2111 御前山支所 ☎ 55-2111



狩猟免許を取得する経費を助成します

有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許を取得する方に、経費の一部を助成します。

対象	次の要件にすべて当てはまる方 ①第1種銃猟免許または、わな猟免許を新たに取得した方 ②市内に住所を有する方 ③市税等の滞納がない方
助成金の額	【第1種銃猟免許】 25,000円(猟銃の所持許可に要する経費を含む) 【わな猟免許】 かかった経費の1/2以内 (対象経費：申請手数料／診断書発行人手数料／予備講習会受講料)
申請方法	申請書兼請求書と関係書類を農林振興課または各支所へ提出

申請・問 農林振興課 農地調整 G

☎ 52-1111 内線 202

山方支所 ☎ 57-2111 美和支所 ☎ 58-2111

緒川支所 ☎ 56-2111 御前山支所 ☎ 55-2111



野生鳥獣の捕獲等は原則禁止されています！

野生鳥獣の捕獲等や、鳥類の卵の採取等を許可なく行うことは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により禁止されています。

法律を守らずに、これらの行為を行った場合、厳しい罰則が科せられますので、絶対に行わないようにしましょう。

法律の対象でない鳥獣(例)

- ・ペットや野良犬、野良猫
- ・家畜や家きん(畜産経営で飼養する牛や豚等・家で飼うニワトリ等)
- ・は虫類や両生類
- ・他法令で保護管理されている鳥獣(海棲哺乳類の一部、いえねずみの一部等)

問 農林振興課 農地調整 G ☎ 52-1111 内線 202